

池田市公益活動促進に関する条例の一部改正（案）に

対するご意見とそれに対する本市の考え方

1. 実施内容

趣旨

「池田市公益活動促進に関する条例」は、公益活動の果たす役割の重要性に鑑み、自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と公益活動団体との協働を推進することで、自立した市民が自主的、主体的に活動し、お互いに多様な価値観を認め合いながら共に支えあって生活を営む市民社会を実現し、活力ある豊かな地域づくりに寄与することを目的とし、平成13年に制定されました。

近年、家族形態やライフスタイルの多様化が進み、高齢者の単身世帯の増加、子育て世代の孤立など、地域におけるつながりが薄れ、公益活動を行う上でも団体の担い手不足など、様々な問題が表面化してきた中で、本条例に基づき設置する池田市公益活動促進検討委員会から本市公益活動促進施策の見直しについて答申を受け、公益活動団体に限らず、市内に居住する者、自治会等地域団体、事業者、学校等の市内で活動する全ての個人及び団体を主体として幅広く協働を推進し、公益活動を促進することが必要であると考え、本条例の一部改正を検討しています。

つきましては、本条例の一部改正に向け、広く市民等の皆様の意見を伺うため、パブリックコメント手続を実施します。

提出期間

令和3年4月1日（木）～令和3年4月22日（木）（郵送の場合は必着）

提示資料

池田市公益活動促進に関する条例の一部改正（案）概要

2. 意見提出状況とご意見に対する本市の考え方

意見提出状況

提出者数 4 名

提出件数 22 件

案の賛否の結論だけを示すご意見や、案に関連の無いものは公表しておりません。

パブリックコメントに対する本市の考え方

※ご提出いただいた意見は、趣旨を変えない範囲内で文言の調整等をしているものがあります。

No.	意見の概要	本市の考え方
1	<p>共同利用施設利用時の申請方法について、現在は、登録団体名を申告して施設利用の申し込みが出来たが、登録が不要になれば、誰でもが、会議室等を「無料」で利用できるのか。</p> <p>利用方法、要件等について明示して頂きたい。</p>	<p>団体登録制度の廃止に伴い、本条例の規定に基づく施設の優遇措置も廃止となり、それぞれの施設の個別の規定により、判断をしていくことになります。</p>
2	<p>池田市からも協働を提案できる改正について、賛成。</p> <p>現在は、池田市は登録団体から提案を待っているだけであったのを、積極的に協働を市民に呼びかけるのは市民との連携を促進し、市政の活性化にもつながり良い。</p> <p>協働提案の手続きの簡素化を併せて検討して頂きたい。</p>	<p>今後、市民協働による事業の提案に関して、多くの皆様に活用して頂けるよう、手続き内容を検討して参ります。</p>
3	<p>協働計画書等の申告は、池田市に直接提出することになるのか。</p> <p>現在の手続き経由では、池田市に提出する前に細かすぎるチェックが入りすぎる。</p>	<p>このご意見に対する本市の考え方については、2で回答したとおりです。</p>
4	<p>中間支援組織とは、現在の公益活動促進協議会が担当されることについて、保留。</p> <p>現在の組織が横滑りされる場合は、協働事業の必要性、重要性を教育し協働事業がスムーズに展開できる環境づくりを望みます。</p>	<p>中間支援組織とは、池田市公益活動促進協議会だけを指すのではなく、改正案の中間支援組織の定義に該当する団体を中間支援組織として、それらの団体との連携に努め、市民協働を推進して参ります。</p>
5	<p>「定義」について</p> <p>「市民協働」を定義し、それを前提とした「中間支援組織」についても定義されたことが、この条例改正の基本的な理念として貫かれており、今後その理念が施策の各論において速やかに具現化されることを望みます。</p>	<p>今後、基本的理念に則った具体的施策について、速やかに実施するよう努めて参ります。</p>
6	<p>「基本理念」及び「役割」について</p> <p>公益活動団体に限らず、広く市民の概念を拓げもって市民協働の推進の基本理念と明示され、中間支援組織の役割の明確な方向性を示されました。</p> <p>従来条例の下で位置付けられていた「池田市公益活動促進協議会」は業務として、中間支援を位置付けているので、様々な個人や団体に対して、自発的な動きを辛抱強く待つことが求められると思います。</p>	<p>改正案で定義する中間支援組織との連携に努めながら、自発的かつ自立的な公益活動を促進して参ります。</p>

7	<p>「登録制度」について 改正前の条例では、登録制度を一定の価値観もしくは評価によって、固定していたと思います。市民の広範な公益活動について、参加から参画へ誘うことが不十分であり、市民協働についても、より池田市公益活動促進協議会が水面下から支えることが求められると思います。このことは、条例が制定された当時の市の姿勢や、条例そのものの理念の瑕疵に原因があると思います。</p>	<p>改正案で定義する基本理念に基づき、公益活動の支援及び市民協働の推進を図って参ります。</p>
8	<p>「指定管理」について 今後も指定管理者制度が継続されるとしても、新条例の理念に基づいてイベント優先でなく、あくまでも中間支援組織として動くことの出来る体制づくりを望みたいと思います。</p>	<p>公益活動促進センターの指定管理のあり方については、現管理者と調整して参ります。</p>
9	<p>定義 (1) 市民 今回の市民の定義からすると、市外から市内の市民を対象とする公益的な活動をしている団体は含まれないこととなりますが、そうした活動に市民が参加したり協力をしたりすることで活性化するなど市に効果が及ぶと考えられるため、池田市内で活動を行う団体なども「市民」に含まれるような定義も検討されてはどうか。 (2) 不特定かつ多数のものの利益 少数特定にマイノリティに対する支援も、これを支援することを通じて人権全体に対する制度の改善や啓発につながるなど、その活動が普遍的な価値を有するものとして捉えていけるように、解釈に当たっては留意すべきと考えます。 (3) 定義の追加 幅広い主体が行うボランティア活動や協働団体において、施設の減免利用など優遇されることが想定されているため、「協働」や「ボランティア」についても定義を明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>(1) ご指摘のような団体についても対象に含めるつもりでしたが、適切な表現でなかったため、「市民」の定義を修正します。また、これに伴い、他の規定においても所要の修正を行います。 (2) ご意見のとおり、少数に対する支援であっても、支援の結果、不特定多数のものの利益になるような活動も、公益活動であるとの認識です。 (3) 本条例（案）においては「市民協働」や「協働提案事業」という用語を使用していますが、「協働」という用語を単体では使用していないため、定義を定める必要がなく、「ボランティア」についても同様です。なお、ご意見の中にある「公の施設の利用における使用料の減免措置」については、1で回答したとおりです。</p>

1 0	<p>基本理念 公益活動は、その果たす社会的意義について「市民、中間支援組織及び市が」「十分に理解した上で」促進されなければならないとありますが、そこに「市民」も含めるというのはいかがなものでしょうか。その果たす社会的意義を十分に理解した上で行うべきは、まずは市及び中間支援組織であって、市民は、市や中間支援組織の活動を通じて、その理解を深めていくものと考えます。</p>	<p>中間支援組織及び市が、公益活動の社会的意義について、市民に理解いただくよう努めるべきだと思います。しかし、市民の理解がなければ公益活動の促進は実現しないものと考えため、市民も含めた形での記載とさせていただきます。</p>
1 1	<p>市の役割 (1) 「市民に対し」公益活動を促進するため「積極的に情報の提供を行うように努める」とあるのは賛成ですが、より踏み込んで「積極的に情報の提供を行わなければならない」と義務として明記すべきと考えます。 (2) 1番目の「・」と、3番目の「・」は類似しているため、違いを明確にした表現に改めてはいかがでしょうか。 (3) 市民の参加する権利や参加の機会の確保に関する記載が必要と考えます。</p>	<p>(1) 情報提供を行う主体が、市や中間支援組織など複数あり、今後、情報提供を行うのが、役割分担の中で中間支援組織が主に担う可能性もあるため、この表記とさせていただきます。 (2) 1番目の「・」は、公益活動の支援や協働の推進に関する施策の実施について規定しており、3番目の「・」は、公益活動を促進していく中での全体の連携を記載しているものとなるため、区別されていると考えております。 (3) 「市民の役割」において、主体的な参加について規定しているため、記載は必要ないと考えます。</p>
1 2	<p>公益活動を行うものの役割について 広く市民に理解されることが重要であるため「寄附等を受けて」の個所は、「説明するように努める」の前に、「情報を開示して」を加えてはどうでしょうか。また、「寄附等」には、金銭寄附のみならず、ボランティア参加、無形の協力その他の支援も含めてはどうでしょうか。</p>	<p>団体の種類や規模によっては、広く情報を開示することが難しいものもあるため、「説明するよう努める」という表現に留めております。 「寄附等」には、金銭寄附や物品寄附が該当すると考えており、ボランティア参加や無形の協力は含まないと考えております。</p>
1 3	<p>市民の役割について (1) 「協力するように努めるものとする」とありますが、条例が押しつけるのではなくて市民各人が自主的に参加できるような施策が求められると考えます。義務強制のような理解に取られない表現とすべきと考えます。 (2) 義務と言うよりは、市民の「参加する権利」という視点も盛り込むべきではないでしょうか。加えて参加の機会の確保という点から、活動内容を知る権利などの記載も必要と考えます。</p>	<p>(1) 当該表記は、努力義務であり、自発的な活動を促すものと考えております。 (2) このご意見に対する本市の考え方については、1 1 (3) で回答したとおりです。</p>

<p>1 4</p>	<p>市の施策について</p> <p>(1) 市職員への「意識の醸成」に関する施策は非常に重要と考えますが、より踏み込んで「全庁レベルで、積極的に市民と協働する精神の浸透や、協働を文化として根付かせる」ための具体的施策の立案と実行が必要と考えます。</p> <p>(2) 市の施策として、公益活動促進センターおよび今後の（仮称）池田地域交流センターを設置・運営されますが、その管理運営は中間支援組織に任されており、市と現場の距離が遠くなることは否めません。そのため施策の立案や改正に当たっては中間支援組織等の意見を踏まえることにより、施策はより実効的なものになり得ると考えます。</p> <p>したがって、施策の立案や改正に当たり中間支援組織等に意見を聞くことを基本とすることを記載いただくか、複数の中間支援組織から公益活動促進検討委員を委嘱したうえで検討委員会の意見を聞いて施策を立案する形をとるべきと考えます。</p>	<p>(1) 「意識の醸成」の具体的施策については、より効果的なものになるよう今後検討して参ります。</p> <p>(2) 市の役割として、中間支援組織と連携して公益活動を促進することや、中間支援組織の役割として、市に対して助言及び応談を行うよう努めることが規定されておりますので、中間支援組織と連携しながら、ご意見をいただき施策を実施して参りたいと考えております。</p>
<p>1 5</p>	<p>登録団体制度</p> <p>幅広い主体の活動を支援するという方向性には賛成いたします。しかし、登録団体を廃止しなければ幅広い主体を支援できないわけではないと考えます。</p> <p>登録団体申請をされる団体の大きな申請動機として、市民や各種団体から信頼が得られやすいから、という事実があります。我々は安心感や信頼の付与というのは行政にしかできない重要な役割であると認識しており、この一点においても登録団体制度の意義は大きいと思われまます。</p> <p>公益活動助成金の申請特権などは、登録団体以外にも幅広く対象を広げるとしても、活動を一定認め、団体から多く要望のある公共施設へのチラシ配架や団体リーフレット設置など、メンバー獲得や活動を広げるための支援を行っていただければ、他市にも例を見ない画期的な取り組みになると思われまます。</p> <p>また今後、団体情報を庁内や中間支援組織で共有していく方向であるならば、どういう団体が市内にどれほどあるのかという情報や、活動報告書の提出によりそうした団体の詳細情報を、書面並びに窓口・電話対応にて得られる貴重な手段にもなり得</p>	<p>登録団体制度を廃止するということは、団体の性格としての公益性の有無や非営利性の有無を基準にするのではなく、あくまで団体の行っている活動が公益か否かを判断し、公益活動支援や市民協働推進を行っていくということでありまます。</p> <p>それが、幅広い主体の公益活動を促進していくということであり、この考え方と登録制度という団体として適格か否かを審査し登録するという施策は馴染まないものと考えまます。</p> <p>信頼の付与という点では、今後、より市民協働の推進を行っていく考えですので、市と市民協働により事業を行っているとすることが信頼の一要件となればと思いまます。</p> <p>また、ご意見のとおり、幅広い主体が行う公益活動の情報の把握や周知は必要と認識しており、今後中間支援組織と連携しながら、より良い方策を検討して参ります。</p>

	<p>ると考えます。</p> <p>ただ、一定の信頼を与えるに当たっては、活動理念および実績の確認ならびに被支援者評価、第三者評価などにより、それなりの公益性を担保できるよう登録条件の見直しも必要と考えます。</p> <p>なお、登録団体制度が廃止になり活動報告書の提出がなくなったとしても、団体として活動を広く周知する必要性は何ら変わるものではなく、報告書の提出が義務でなくなる分むしろ情報開示の必要性が高まるため、団体の事務が軽減されるものではないと考えます。</p>	
1 6	<p>公益活動促進協議会</p> <p>これまで、各種施策において協議会意見を聞くこととなっており、このことにより一定、現場に近い中間支援組織の意見の反映が可能となっていました。この点は重要であると考えられるので、引き続き何らかの形で中間支援組織の意見が反映されるよう検討いただきたいと思います。</p>	<p>このご意見に対する本市の考え方については、14（2）で回答したとおりです。</p>
1 7	<p>池田市公益活動促進に関する条例の改正によりスムーズな地域での公益活動が進むことを求めます。</p> <p>今回の改定において、公益活動団体の枠を広げて、市内に居住する者、自治会など地域活動団体、事業者（各法人）、学校等の市内で活動する全ての個人及び団体を主体とした変更については大きな進歩だと思います。</p> <p>市民協働において市民と行政が公益活動を協力して行っていく際に、池田市においてはまだまだ行政の縦割りの弊害が大きいと感じています。</p> <p>1つの提案についてもあちらこちらへ足を運ぶ必要があります。</p> <p>子育て、高齢者などさまざまなライフステージにおけるニーズの中で、担当する部署が複数存在することが一元化できる又は、全てを把握しているところがあると更にスピード感を持って公益活動が推進できると感じています。</p> <p>この問題をすこしでも解消するのが、今回新たに加わった中間支援組織の存在だと思っています。“定義”の中になる単に、仲介という要素や必要な支援という曖昧な表現ではなく、「地域社会や活動団体・組織の変化やニーズを把握しつつ、資源提供者と活動団体・組織の仲立ち</p>	<p>今後につきましては、総合的に公益活動を促進していくため、市の組織内の体制を整備し、庁内の横のつながりを強化して参ります。</p> <p>また、中間支援組織につきましては、規模も含めて様々な団体があり、定義を抽象的なものとさせていただいております。ご意見のとおり、「資源提供者と活動団体・組織の仲立ちをし、その間に生じる阻害要因を軽減する」ことは必要であると認識していますので、市と中間支援組織が連携しながら、取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>情報提供部分につきましては、「公益活動を促進するため」に「市民参加、参画を促す」意味合いが含まれておりますので、表記のままさせていただきます。</p> <p>市が実施する公益活動促進に関する事業の評価と検証につきましては、市全体において事務事業評価を実施しておりますので、その制度の中で行って参ります。</p> <p>また、協働提案により行われる事業の評価については、それとは別に毎年度実施し、公表していく予定です。</p> <p>市民から市民協働による事業の提案をしてもらいやすくするため、手続き内容等検討し、市民協働を推進し</p>

<p>をし、その間に生じる阻害要因を軽減する取り組みを行う」などもう少し具体的な役割をしっかりと持たせる必要があると思います。</p> <p>又、“役割”においては、市の役割は単に情報提供のみに終わらず、「市は、市民に対し、公益活動を促進するため、積極的に情報の提供を行い、市民参加、参画を促すよう努めるものとする。」</p> <p>「市は、行政機関、教育機関及び中間支援組織と連携して公益活動を促進し、終了した後は、事業評価と成果の検証を行うものとする。」など情報発信から、事業をやりっぱなしにならないよう検証しながらの活動を促進する必要があると感じます。</p> <p>又、現状行っている事業であっても、市民のニーズに合っていないものや、実施内容の変更、修正の必要なこともあるように思います。市民の方からも提案しやすいように条例だけでなく提案事業の進め方についてもっと積極的に進められるよう、公益活動が更に促進できるような体制を持つべきと思っています。</p>	<p>て参りたいと考えております。</p>
--	-----------------------

3. 問合せ

市長公室 コミュニティ推進課 (Tel 072-754-6641)